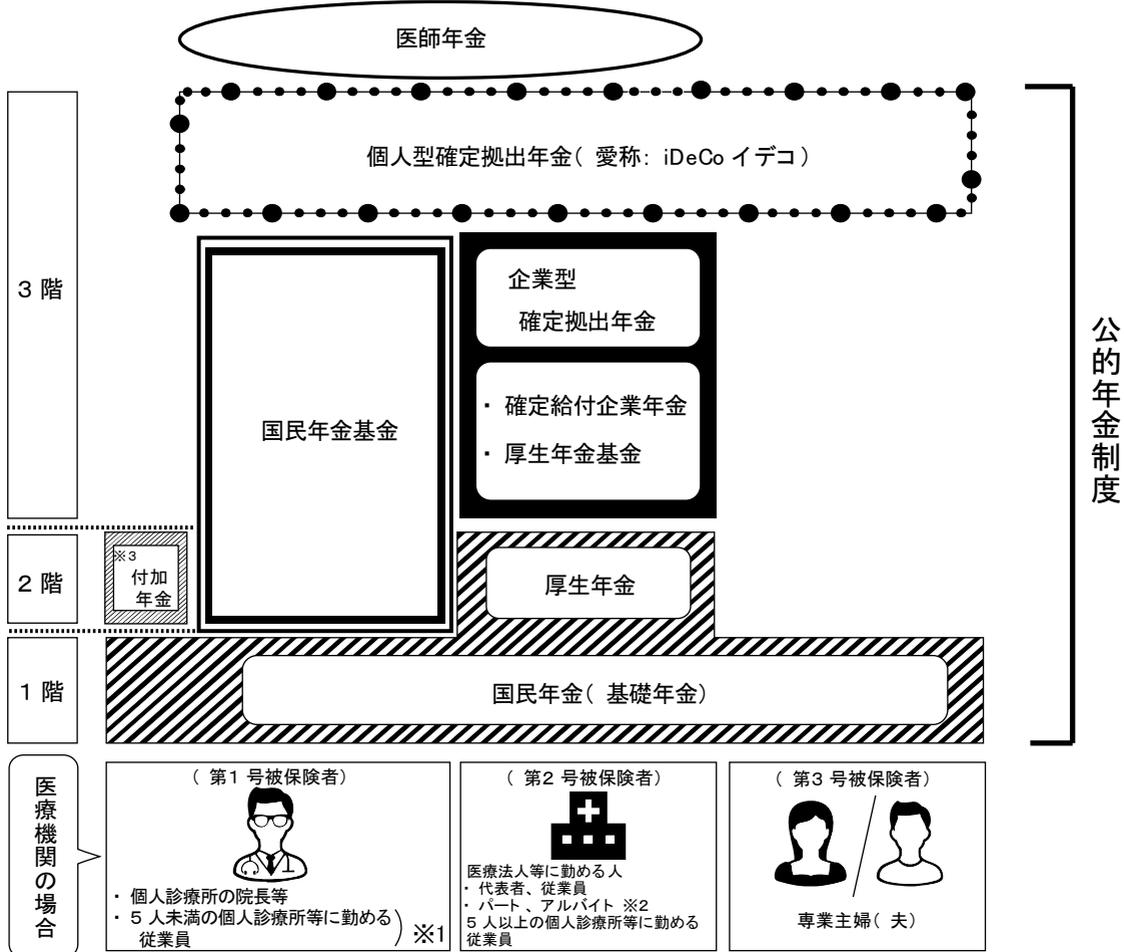


労務管理ひと口知識～各年金制度について～

[文責] 労務管理アドバイザー
梅北 武郎

日本の年金制度は、日本国内に住む20歳以上60歳未満の全ての人々が加入する国民年金を基礎に、個人診療所の院長等が任意で加入する国民年金基金、医療法人等に務める方等が加入する厚生年金と企業年金等により構成されています。厚生年金に加入できない個人診療所の院長等は、国民年金基金や個人型確定拠出年金(iDeCo)や日本医師会の医師年金(医師会員のみ)等に参加して、年金を増やすことができます。詳細は下記の表をご確認ください。



※1 2分の1以上の従業員の同意を得て、厚生年金に加入できます。(厚生年金に加入すると第2号被保険者となります。)

※2 所定労働時間の4分の3未満の方は除きます。

※3 国民年金に月々400円上乗せすると、将来の受給額が「200円×付加年金の納付月数」が年間で上乗せされます。

※医師年金は、日本医師会会員のための積立型私的年金です。

事務手数料は1回の保険料払込に対して0.25%と少額で、保険料から手数料を差引いた金額が原資となり、将来受け取る年金の支給率が適用されます。

一般的な私的年金では、加入時に受取コースを決定しなければなりません、将来の生活を想像することは難しいものです。対して医師年金は、実際に受取を開始するときに、最もふさわしいコースを選択することができます。

また、一般的な個人年金に比べ、加入可能な年齢の上限が高く、満64歳6か月未満であれば加入資格があります。※新規加入の受付は、加入資格満了の2か月前までです。

【お問い合わせ先】日本医師会 年金・税制課

本センターは、労務管理・医業経営アドバイザーの派遣による無料相談対応を行っていますので、ご相談ください。※書類の作成、提出代行は無料相談の範囲には含まれません。